毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





目 次

◎ 訓 令 所管課(室)名

○障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規程の一部改正 障害 福祉 課

◎ 告 示

・令和2年長崎県商品流通調査の実施 統 計 課

〇長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正 経営支援課

・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての 同意成立 水 産 経 営 課

・漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込みについて

の同意成立

・保安林の指定 林 政 課

・道路の区域変更 道路維持課

・道路の供用開始

◎ 教育長訓令

〇長崎県教育長の権限事務の一部を教育機関の長に委任する規程の一部改正 総 務 課

訓令

長崎県訓令第4号

各福祉事務所

"

障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規程(昭和61年長崎県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

令和3年9月28日

長崎県知事 中村 法道

様式第9号中「印」を削る。

様式第10号中「印」を削る。

様式第11号中「印」を削る。

様式第12号中「印」を削る。

附則

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第657号

長崎県統計調査条例(昭和26年長崎県条例第12号)第2条第1項の規定に基づき、令和2年長崎県商品流通調査を実施するので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月28日

長崎県知事 中村 法道

1 調査の目的

長崎県が作成する令和2年長崎県産業連関表の作成のための基礎資料を得るため、商品流通状況の把握を目的とする。

2 調查事項

令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 1 2月 3 1日までの 1 年間又はそれに最も近い決算期の 1 年間について、次の事項を調査する。

- (1) 事業所の所在地及び名称
- (2) 製造品の自工場生産額
- (3) うち自工場消費額
- (4) うち輸出向け出荷額
- (5) うち国内向け出荷額
- (6) 国内向け出荷額のうち消費地別構成比
- 3 調査の範囲

商品流通調査の対象322品目を製造している事業所から抽出する。

4 調査の期日

令和3年10月15日

5 調査の方法

郵送を受けた調査票に事業所の事業主又は代表者が自ら若しくはその命じた者が記入する自計報告の方法による。

長崎県告示第658号

長崎県中小企業対策資金貸付要綱(平成15年長崎県告示第710号)の一部を次のように改正し、令和3年8月3日から適用する。ただし、この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

令和3年9月28日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後 別表(第3条関係)

(1) 経営安定対策貸付

ア 経営安定資金(長期)

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親
	和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本
	シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、
	肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀
	行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、た
	ちばな信用金庫、九州ひぜん信用金
	庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、
	長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組
	合、近畿産業信用組合、西海みずき信
	用組合

イ 経営安定資金 (短期)

項目		内容		
略				
申込先	保証協会、	商工組合中央金庫、	十八親	

改正前

別表 (第3条関係)

(1) 経営安定対策貸付

ア 経営安定資金(長期)

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀 行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、 西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州 銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀
	行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信 用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組 合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信 用組合、近畿産業信用組合、西海みず き信用組合

イ 経営安定資金 (短期)

項目		内容	
略			
申込先	保証協会、	商工組合中央金庫、	十八銀

和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

ウ 経営安定資金(長期設備)

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親
	和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本
	シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、
	肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀
	行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、た
	ちばな信用金庫、九州ひぜん信用金
	庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、
	長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組
	合、近畿産業信用組合、西海みずき信
	用組合

工 経営安定資金(経営力強化)

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親
	和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本
	シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、
	肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀
	行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、た
	ちばな信用金庫、九州ひぜん信用金
	庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、
	長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組
	合、近畿産業信用組合、西海みずき信
	用組合

(2) 小規模企業者等対策貸付

ア 小規模企業者支援資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親
	和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本
	シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、
	肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀
	行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、た
	ちばな信用金庫、九州ひぜん信用金
	庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、
	長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組
	合、近畿産業信用組合、西海みずき信
	用組合

イ 下請企業・協同組合振興資金

行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、 西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州 銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、み ずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀 行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信 用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組 合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信 用組合、近畿産業信用組合、西海みず き信用組合

ウ 経営安定資金(長期設備)

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀
	行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、
	西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州
	銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、み
	ずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀
	行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信
	用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組
	合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信
	用組合、近畿産業信用組合、西海みず
	き信用組合

工 経営安定資金(経営力強化)

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀
	行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、
	西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州
	銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、み
	ずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀
	行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信
	用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組
	合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信
	用組合、近畿産業信用組合、西海みず
	き信用組合

(2) 小規模企業者等対策貸付

ア 小規模企業者支援資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀
	行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、
	西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州
	銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、み
	ずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀
	行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信
	用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組
	合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信
	用組合、近畿産業信用組合、西海みず
	き信用組合

イ 下請企業・協同組合振興資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親
	和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本
	シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、
	肥後銀行、みずほ銀行、三井住友銀
	行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金
	庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用
	金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組
	合、近畿産業信用組合

(3) 緊急資金繰り対策貸付 緊急資金繰り支援資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、 <u>十八親</u> <u>和銀行</u> 、長崎銀行、佐賀銀行、西日本 シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、 肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀 行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、た
	ちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、 長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信 用組合

	·
項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀
	行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、
	西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州
	銀行、肥後銀行、みずほ銀行、三井住
	友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用
	金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信
	用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用
	組合、近畿産業信用組合

- (3) 緊急資金繰り対策貸付
 - ア 緊急資金繰り支援資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀 行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、 西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州 銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、み ずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀 行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信 用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組 合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信 用組合、近畿産業信用組合、西海みず
	き信用組合

<u>イ</u> 緊急資金繰り支援資金 (新型コロナウイルス感染症 対応)

2	<u> 付心)</u>	
	項目	<u>内容</u>
	融資目的	新型コロナウイルス感染症(新型コ
		ロナウイルス感染症を指定感染症とし
		て定める等の政令(令和2年政令第11
		号) 第1条に規定するものをいう。以
		下同じ。)による影響の拡大により、著
		しい信用収縮が生じた中小企業者に対
		し円滑な資金供給を行い、中小企業者
		の事業継続や経営の安定を図ることを
		<u>目的とする。</u>
	融資対象	県内において事業を継続し、かつ、
		県税を完納している中小企業者(注
		1) のうち、次のいずれかの認定を受
		<u>けた者</u>
		(1) 法第2条第5項第4号の規定に
		よる認定(新型コロナウイルス感
		染症に係るものに限る。)(注2)
		(2) 法第2条第5項第5号の規定に
		よる認定 (注2) (注3)
		(3) 法第2条第6項の規定による認
		定(新型コロナウイルス感染症に
		係るものに限る。) (注 2) (注 4)
		(注1) 新型コロナウイルス感染
		<u>症の影響を原因として徴</u>
		収猶予または分割納付の
		<u>決定を受けた場合を除く。</u>
		ı

	(注2)法第3条の3の規定によ
	る特別小口保険にかかる
	保証を除く。
	(注3) 売上高等の減少を要因と
	しないものを除く。
	(注4) 本制度を利用する場合
	は、危機関連保証制度要
	綱 (平成29年10月25日付
	け20171023中庁第1号)
	を適用しないものとする。
資金使途	経営の安定に必要な運転資金、設備
	資金
融資限度	6,000万円
I	0,000/3/1
額	5
<u>金利</u>	年1.30%
	ただし、貸付から3年の間に生じる
	利子については別途定める方法により
	補給を行うものとする。
融資期間	運転資金10年以内(うち据置5年以内)
	設備資金10年以内(うち据置5年以内)
償還方法	原則として均等分割弁済とする。た
DOI CONTINUE	だし、保証期間が1年以内の場合は一
	括弁済でも差し支えないものとする。
担保・保	(1) 担保:無担保とする。(注5)
	(2) 保証人:原則として法人代表者
証人	
	以外の連帯保証人は徴
	求しない。また、本制
	度における経営者保証
	免除対応を適用する場
	合は法人代表者の連帯
	保証を徴求しない。
	(注5)既設定根抵当権を除く。
保証料	0.85%
	ただし、本制度における経営者保証
	免除対応(注6)を適用する場合は、
	0.2%を上乗せする。
	<u>また、融資対象(1)~(3)の認定におい</u>
	て認定書に記載された売上高等の減少
	率が15%以上のもの、及び融資対象(2)
	の認定において申込人が個人事業主か
	つ小規模企業者であるものについては
	全額を国が補助し、それ以外のものに
	ついては2分の1を国が補助する。
	なお、条件変更に伴い追加して生じ
	る保証料については国の補助対象外と
	する。_
1	(注6) 本制度において、次の①
	(住む) 争削及において、飲め口
	及び②を満たす場合に、
	及び②を満たす場合に、 保証料率を0.2%上乗せす
	及び②を満たす場合に、 保証料率を0.2%上乗せす ることにより経営者保証
	及び②を満たす場合に、 保証料率を0.2%上乗せす ることにより経営者保証 を免除する。
	及び②を満たす場合に、 保証料率を0.2%上乗せす ることにより経営者保証 を免除する。 ① 直近の決算書が資産超過であ
	及び②を満たす場合に、 保証料率を0.2%上乗せす ることにより経営者保証 を免除する。

1	一一十二十四半十二次文 四四
	て、法人と経営者の資産・経理
	が明確に区分されており、法人
	と経営者の間の資金のやりとり
	(役員報酬・賞与、配当、オー
	ナーへの貸付け等)について、
	社会通念上適切な範囲を超えて
	<u>いないこと。</u>
期中管理	取扱金融機関は、据置期間が1年を
	超える場合、据置期間中モニタリング
	を行い、半年に一度、信用保証協会に
	対し、その内容を報告するものとす
	る。ただし、報告について、令和2年
	12月31日までは当該報告を猶予するこ
	とができる。なお、取扱金融機関がモ
	ニタリング内容の報告を行わなかった
	場合は、当該案件にかかる代位弁済請
	求を行う時にその理由を記載した書面
	を提出するものとする。
借換特則	(1) 借換保証制度要綱(平成15年1
旧狭竹別	月31日付け平成15・01・30中庁第
	1号) の定めにかかわらず、次の
	①又は②の保証を責任共有制度の
	対象外(100%保証)となる本制度
	の保証で借換えることができるも
	<u>のとする。</u>
	① 令和2年1月29日以降から本
	制度取扱い開始日前日までに貸
	付実行された責任共有制度の対
	象となる保証
	② 責任共有制度の対象となる本
	制度の保証
	(2) 次に掲げる場合を除き、他の金
	融機関扱いの本制度の保証を本制
	度の保証で借換えることはできな
	いものとする。_
	① 責任共有制度の対象となる本
	制度の保証を、責任共有制度対
	象外(100%保証)となる本制度
	の保証で借換える場合
	② 法人代表者の連帯保証が付さ
	れた本制度の保証を、経営者保
	証免除対応を適用した本制度の
	保証で借換える場合
申込方法	取扱金融機関又は保証協会が定める
	方法
	ただし、本制度における経営者保証
	免除対応を適用する場合は経営者保証
	免除対応確認書を添付するものとする。
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀
<u> </u>	行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、
	西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州 銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、み
	ずは銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀
1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

(4) 特別対策貸付

ア 再生支援資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親
	和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本
	シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、
	肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀
	行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、た
	ちばな信用金庫、九州ひぜん信用金
	庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、
	長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組
	合、近畿産業信用組合、西海みずき信
	用組合

イ 地域産業支援資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親 和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本 シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、 肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀 行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、た
	ちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、 長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

ウ 地方創生推進資金

トロン2 71.1 丁 1	E C 只 业
項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親 和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本 シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、 肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀 行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、た ちばな信用金庫、九州ひぜん信用金 庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、 長崎三菱信用組合、近畿産業信用組 合、西海みずき信用組合
胶	

行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

取扱期間 令和2年5月1日から令和3年3月31日までに保証申込を受付し、かつ、令和3年5月31日までに融資実行された分まで

- 当資金は国による信用保証料・利子の補助対象となる「新型コロナウイルス感染症対応資金」に該当する。

(4) 特別対策貸付

ア 再生支援資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、 <u>十八銀</u> 行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、 西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州 銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、み ずは銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀 行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信
	用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

イ 地域産業支援資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀
	行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、
	西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州
	銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、み
	ずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀
	行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信
	用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組
	合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用
	組合、西海みずき信用組合

ウ 地方創生推進資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀 行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、 西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州 銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、み ずは銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀 行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信 用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組 合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用 組合、西海みずき信用組合
略	<u> </u>

エ 創業バックアップ資金

7117/6 7 7	/ アソノ貝並
項目	内容
略	
融資対象	県内において新たに創業しようとする者、又は創業後一定期間未満の者で、次の各号の全てに該当する者(1)次のいずれかに該当する者事業を営んでいない個人であって、次に該当する者①~④略⑤ 個人で創業し法人成りした会社であって、当該会社の創業者が③に該当していること(2)~(4)略
略	
融資限度額	3,500万円
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親 和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本 シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、 肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀 行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、た ちばな信用金庫、九州ひぜん信用金 庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、 長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組 合、近畿産業信用組合、西海みずき信 用組合

才 事業承継資金

項目	内容				
略					
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親				
	和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本				
	シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、				
	肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀				
	行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、た				
	ちばな信用金庫、九州ひぜん信用金				
	庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、				
	長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組				
	合、近畿産業信用組合、西海みずき信				
	用組合				

エ 創業バックアップ資金

- 創業バックアッフ貸金					
項目	内容				
略					
申込先	県内において新たに創業しようとする者、又は創業後一定期間未満の者で、次の各号の全てに該当する者(1)次のいずれかに該当する者事業を営んでいない個人であって、次に該当する者①~④略				
略	(2)~(4) 略				
融資限度	3,500万円				
額	融資対象(1)①、②については2,000万円 に自己資金を加えた額を限度とし、一 般保証を利用する場合は3,500万円を限 度とする。				
略					
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀 行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、 西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州 銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、み ずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀 行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信 用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組 合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用 組合、西海みずき信用組合				

才 事業承継資金

	項目	内容		
H	咯			
E	申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀		
		行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、		
		西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州		
		銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、み		
		ずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀		
		行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信		
		用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組		
		合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信		
		用組合、近畿産業信用組合、西海みず		
		き信用組合		

長崎県告示第659号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和3年9月28日

長崎県知事 中村 法道

加入区の名称	漁業の区分		
郷ノ浦町加入区 郷ノ浦町初山東触の区域の小型合併漁業			
郷ノ浦町加入区	郷ノ浦町長島の区域の小型合併漁業(主としていか釣りを営む漁業)		
宇久小値賀第1加入区	斑島郷の区域の小型合併漁業 (主としてタチ魚曳縄を営む漁業。)		
五島第4加入区	ぶり定置漁業及び小型定置漁業(落し網を使用するものをいう。)		
上対馬町加入区 中型まき網漁業(使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものを 小型定置漁業(落し網を使用するものをいう。)及び大型定置漁業			

長崎県告示第660号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和3年9月28日

長崎県知事 中村 法道

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
のり有明加入区	有明漁業協同組合の地区	のり養殖業

長崎県告示第661号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和3年9月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
 - 東彼杵郡波佐見町湯無田郷字鳥越261の2
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び波佐見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第662号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の 縦覧に供する。

令和3年9月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道 路 線 名 384号

道路の区域

区間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
官公有無番地先(南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字田ノ向 996番1)から	前	16.8~18.0	20. 4	
南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字田ノ向1001番4地先まで	後	16. 9~22. 1	20. 4	

長崎県告示第663号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の 縦覧に供する。

令和3年9月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 384号	官公有無番地先(南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字田ノ向996番1) から 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字田ノ向1001番4地先まで	令和3年9月28日

教育長訓令

長崎県教育長訓令第1号

県立学校を除く教育機関

長崎県教育長の権限事務の一部を教育機関の長に委任する規程(昭和47年長崎県教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和3年9月28日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

「大学教育」の成化で以上的力は、「MyV的力である。						
改正後				改正前		
別表(第7条関係)			別	表(第7条関係)		
	教育機関の長	委任事項		教育機関の長	委任事項	
	長崎県立長崎図書館	1~3 略		長崎県立長崎図書館	1~3 略	
	長			長	4 規則第9条第1項及び第2	
					項の規定による施設の使用許	
					可及び使用許可書の交付並び	
					に同条第3項の規定による使	
					用許可の条件に関すること。	
		4 規則第20条第2項の規定に			5 規則第20条第2項の規定に	
		よる資料の受託の決定及び受			よる資料の受託の決定及び受	
		託承認書の交付に関すること。			託承認書の交付に関すること。	
		5 規則第23条第2項の規定に			6 規則第23条第2項の規定に	
		よる資料の預かりの決定及び			よる資料の預かりの決定及び	
		預かり書の交付に関すること。			預かり書の交付に関すること。	
		6 規則第30条第1号から第3			7 規則第30条第1号から第3	
		号までに規定する事項の制定			号までに規定する事項の制定	
		に関すること。			に関すること。	
		7 長崎県立長崎図書館郷土課				

施設等及び駐車場の管理運営
に関する規則(以下「郷土課
規則」という。)第3条ただ
し書きの規定による施設等の
使用時間の変更の決定に関す
ること。

8 郷土課規則第4条第1項及
び第2項の規定による施設等

- 8 郷土課規則第4条第1項及 び第2項の規定による施設等 の使用許可及び使用許可書の 交付に関すること。
- 9 郷土課規則第5条による使 用料の減免の決定に関するこ と。
- 10 郷土課規則第6条ただし書 きの規定による駐車場の供用 時間の変更の決定に関するこ と。
- 11 郷土課規則第8条第2項の 規定による駐車券紛失の届出 及びその指示に関すること。
- 12郷土課規則第10条の規定による駐車場の使用の拒否の決定に関すること。
- 13 郷土課規則第11条第1項に 関する駐車場使用者に対する 指示の決定及び同条第2項に よる措置の決定に関すること。
- 14 郷土課規則第13条の規定に よる、必要事項の制定に関す ること。

附 則 この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

重誦 (八九五) 二一一四 電話代表 (八二四) 一一一一

印刷人 寿 田 宏 弥印刷所 長崎市樺島町八番十二号 株式会社 クイックプリント